

# 第3弾

# 使って応援！ ゆあさクーポン

使用可能期間 令和5年2月28日(火)まで

湯浅町では、消費喚起による地域経済の活性化を目的とした商品券「ゆあさクーポン(第3弾)」を交付します。  
クーポンは町内のゆあさクーポン取扱店で使用できます。



※すべての参加店で  
使用できます。  
※売場面積1,000㎡以  
上の大型店では使用  
できません。

## ゆあさクーポンについて

1人あたり10,000円分  
(共通券5,000円分・中小規模店専用券5,000円分)  
を世帯主宛てに、世帯主分を含め同一世帯の家族分のゆあさクーポンを郵送します。

## 交付対象者

- 令和4年10月1日において湯浅町の住民基本台帳に記録されている方
- 令和4年10月1日において湯浅町の住民基本台帳に記録されており、かつ引き続き住民登録がされている母親から令和5年2月28日までに出生し、湯浅町の住民基本台帳に登録された方

## 郵送時期

11月末からレターパックプラス(特定封筒郵便物、対面授受)等による郵送を順次行います。  
※ゆあさクーポンのお届けは、世帯ごとに前後します。  
※配達時に不在の場合は、郵便局より不在票が投函されます。  
※不在により郵便局に持ち帰ったゆあさクーポンは、令和5年1月3日(火)まで郵便局で保管します。郵便局での保管期間経過後は、ふるさと振興課にて保管します。

## DV避難者の方はご確認ください

親族等からの暴力を理由に避難されている方で、ゆあさクーポンの送付先を変更する必要がある方は、ふるさと振興課までご連絡ください。

## 申請受付

11月18日(金)まで  
申請様式等詳しくは湯浅町ホームページをご覧ください。

## 注意事項

【使用可能期間】  
ゆあさクーポンが届いた日から令和5年2月28日(火)まで有効期限を過ぎると無効になります。

## 【その他注意事項】

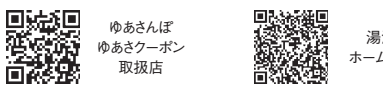
- ゆあさクーポンは取扱店でのみご使用になれます。
- 転売、現金との引き換え及びその他の商品券や他の金券との交換はできません。
- 出資または債務、たばこ等への支払いには使用できません。
- 盗難、紛失または滅失に関して町は責を負いません。
- 釣銭のお渡しはできません。
- 有効期限内外に関わらず現金での払い戻しはできません。

## 新たに参加を希望される事業者の皆様へ

●参加店(ゆあさクーポン取扱店)の申込みを受付中です(10月24日(月)より)  
参加を希望する事業者は、湯浅町ホームページに掲載している要領を必ずご確認し、ご了承いただいた上で参加申込みを行ってください。  
●参加申込みが必要となる様式は、湯浅町ホームページよりダウンロード、または受付窓口にてお受け取りいただけます。

## ゆあさクーポンが使えるお店

ゆあさクーポン取扱店一覧表をクーポン郵送時に同封します。また、取扱店には、左のポスターを掲示しています。  
なお、使用可能店舗(参加店)は、随時募集更新しています。最新情報は、湯浅町ホームページ、事業所紹介サイト「ゆあささんぽ」(役場での配布物)をご覧ください。



## 引き続きゆあさクーポン(第3弾)に参加の事業者の皆様へ

11月中旬頃ポスター等を郵送します。  
当初登録内容を変更する場合は、ふるさと振興課(電話64・1112)までご連絡ください。

## 詐欺にご注意ください

ゆあさクーポン(第3弾)の配付に乗じて詐欺や個人情報情報の詐取が発生するかもしれません。  
「ゆあさクーポン(第3弾)」で湯浅町職員が手数料などの振り込みを求めることは絶対ありません。また、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることもありません。  
おかしいな?と思ったら、すぐにご相談ください。

## アンケートにご協力をお願いします

今回実施する「ゆあさクーポン(第3弾)」がどのように利用されているかを把握し、今後の町施策へ反映させていくため、全世帯向けにアンケートを実施します。

## 事業所紹介サイト「ゆあさんぽ」とは

ゆあさクーポン取扱店を含む町内事業者等を紹介するサイトです。店舗情報の確認や業種ごとの検索も可能です。ゆあさクーポン使用の際にぜひご利用ください。

また、掲載いただける町内のお店や事業所、サークルを募集しています。登録から紹介ページ制作まで、すべて無料です。ぜひご登録ください。

### お問合せ・申込受付場所

(8時30分～17時15分 土日祝除く)  
ふるさと振興課 商工観光係  
政策企画課 政策企画係  
電話 64・1112  
63・2552